西村あさひ法律事務所

フィリピン：公共サービス法の改正

アジアニューズレター 2022 年 4 月 5 日号

執筆者：
E-mail 佐藤 正孝　　E-mail ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ

公共サービス法(Public Service Act)の改正

フィリピンでは、86 年前に成立し、長年改正が待望されていた公共サービス法(Commonwealth Act No.146, otherwise known as the Public Service Act)(以下「公共サービス法」)の改正が、2022 年 3 月 21 日に承認されました。公共サービス法の改正(「改正法」)は、フィリピンの外資規制における大きな進展であり、これにより外国人出資率の規制が緩和され、また、外国人が同国で公共サービスとみなされる事業を 100%保有することが実質的に可能となると期待されています。改正法は、2022 年 4 月 7 日に発効される予定です。

1. もともと、公共サービス法では、当局からの公益利便性証明書(Certificate of Public Convenience)の取得が必要な「公共サービス(public service)」の運営者に限り、外国人出資率の規制が適用されると規定されていました。その後成立した 1987 年フィリピン憲法(1987 Philippine Constitution)では、「公益事業(public utilities)」全てに対して、外国人出資率の規制対象(公益事業の運営者は、フィリピン人であるか、又はフィリピン人が 60%以上を所有する企業であることが求められる)が導入されることになりました [1]。1987 年フィリピン憲法及び他の法令において「公益事業(public utilities)」の定義が規定されていなかったため、当局は、「公益事業(public utilities)」は、あらゆる「公共サービス(public service)」であると解釈することになりました。その結果、公益利便性証明書の取得が必要な事業か否かにかかわらず、通信会社、鉄道会社及び交通ネットワーク会社(配車アプリ会社)等の「公共サービス(public service)」を提供する事業者に対して外資規制が提供される、という運用がなされることになりました。この混乱と外資規制の適用範囲の明確化のため、改正法では、「公益事業(public utilities)」の定義が設けられるとともに、あらゆる「公共サービス(public service)」に外資規制が適用される状態を解消しました。

改正法では、「公益事業(public utilities)」とは、公共の用に供するため、以下のいずれかを運営、管理又は制御する公共サービスとされています。

a. 配電
b. 送電
c. 石油及び石油製品のパイプライン輸送システム
d. 水道管配水システム、下水道管システム
e. 海港
f. 公共交通車両 [2]

2. 改正法では、今後法律により定められない限り、その他の事業を行う者は、公益事業の運営者とみなされないことが明確に記載されています [3]。その結果、公共サービス法が定義する公共サービスに該当する活動のうち、上記 a～f に該当しないものは、公益事業ではなく、改正法の発効後は外資規制の適用対象外となります。したがって、改正法の発効後、外国人は、公共サービスとみなされるが公益事業に該当しない事業について、株式保有制限を受けることなく、その 100%を保有することが可能

[1] フィリピン憲法第 XII 章第 2 条

[2] 改正法第 4 条

[3] 改正法第 4 条

© Nishimura & Asahi 2022

となります。なお、公共サービスには、通信業(ただし、後述の相互主義要件が適用されます)、運送業、鉄道運営業及び配車アプリ業が含まれます。

この規制の実施にあたり、改正法では、政府機関が同法の発効後 6 か月以内に公共サービスに関する施行規則を発行するよう命じられています [4]。したがって、投資家にとって、今後数か月間、各産業における関連規則の発行を注視する必要があるといえます。

3. 公共サービス法のその他の重要な改正点は、以下のとおりです。

(1) 公益の影響を受ける事業

改正法では、公益事業に分類されない公共サービスは、1987 年フィリピン憲法の第 XII 章第 17 条及び第 18 条における公益の影響を受ける事業(business affected with public interest)とみなされると明記されています [5]。この規定により、国は以下を行うことが認められています。

i. 国家危機の際に公益のために必要である場合、当該危機の間に必要とされる合理的な条件に基づき、私有の公益事業又は公益の影響を受ける事業を一時的に引き取るか、その運営に関する指示を行うこと

ii. 国民の福祉又は国家防衛のため、重要産業の創設及び運営を行い、正当な補償金を支払うことにより、国有事業及び政府により運営されるその他の民間企業に移管すること

これは、実質的に、国が上記の状況において公共サービスを引き取る権限を有するということを意味します。

(2) 重要インフラストラクチャー

改正法には、重要インフラストラクチャー(critical infrastructure)の定義が導入されました。重要インフラストラクチャーとは、物理的かバーチャルであるかを問わず、フィリピンにとって重要なシステム又は資産を保有、使用又は運営する公共サービス(当該システム又は資産の不能又は破壊により、国家安全に悪影響を与える可能性があるもの)とされています。改正法では、通信業が重要インフラストラクチャーとして明記されているほか、大統領がその他の重要サービスを重要インフラストラクチャーと宣言することが認められています [6]。改正法における通信業とは、通信会社が有線、無線、又はその他の電磁的、スペクトル若しくは光学的技術を用い、あらゆる形態及び目的による音声、データ、電子メッセージ、文書若しくは印刷物、画像若しくは映像、文字、音楽、又は視覚、音声、その他の制御信号の送受信を行うことを可能にするプロセスをいいます。これには、通信受信塔インフラストラクチャー及びその部品(柱、ファイバーダクト、ダークファイバーケーブル、通信受信塔インフラストラクチャー及び付加価値サービスが含まれますが、これらに限りません)は含まれません [7]。

サービスが中断される場合、重要インフラストラクチャーの運営企業には、10 日以内の顧客の苦情対応、アクションプランの作成、政府当局への月次報告の提出等の義務が課されます [8]。

また、改正法には、当該外国でフィリピン人に同様の権利が認められていない限り、外国人が重要インフラストラクチャーの運営管理に従事する企業の資本を 50%を超えて保有することができないという、相互主義に関する条項が設けられています [9]。

---

4 改正法第 30 条

5 改正法第 4 条

6 改正法第 2 条(e)

7 改正法第 2 条(m)

8 改正法第 12 条

9 改正法第 25 条

© Nishimura & Asahi 2022

(3) 外国投資を一時停止又は禁止する権限

国家安全に資する場合、大統領は、公共サービスに関し予定される合併若しくは取得又は投資を一時停止又は禁止することができ、実質的に、外国人又は外国企業を直接又は間接的にコントロールすることが可能となります[10]。

(4) 外国政府又は外国の国有企業による出資

外国政府により支配される企業、外国政府のために活動する企業、又は外国の国有企業は、公益事業又は重要インフラストラクチャーの資本を保有することが禁じられています。しかしながら、これは改正法の発効後に行われる出資にのみ適用されます。また、改正法の発効前に資本を保有する外国の国営企業が、改正後に増加資本に出資することは禁止されています。なお、各国のソブリン・ウェルス・ファンド(sovereign wealth funds)及び独立年金ファンド(independent pension funds)は、公共サービスの資本を最大 30%まで共同して保有することができます[11]。

(5) 通信業

通信業に従事する者又は企業は、情報通信技術省(Department of Information and Communications Technology)が定めるとおり、公認認証機関から情報セキュリティに関する関連 ISO 規格の適合証明を取得し、維持することが求められます[12]。

(6) 罰則

改正法により、公共サービス法違反に対する罰則が修正され、該当する公共サービスに対し規制権限を行使する政府機関の規則に基づいて科される特定の罰金又は罰則が優先されるようになります[13]。特段の罰金又は罰則の規定がない場合、又は関連政府機関により科される罰金若しくは罰則の程度がより低い場合、その罰則は、改正法により以下のように修正されます。

i. 公共サービスの運営者が、関連政府機関の証明、命令、決定又は規制の条件に違反し、又はその遵守を怠る場合、罰則は、1 日当たり 200 ペソから一日当たり 5000 ペソ以上 200 万ペソ以下に引き上げられます。

公共サービスの運営者により収集された料金が、関連政府機関により認められた金額を超える場合、当該政府機関は、罰金の代わりに、又は罰金に加えて、顧客への返金を命ずることができます[14]。

ii. その他の違反については、最大 200 万ペソの罰金若しくは 6 年を超え 12 年以下の拘禁刑又はその併科(裁判所の裁量により決定されます)という罰則基準が規定されています。

法人による違反の場合、拘禁刑は、違反を認識していた責任のある当該法人の役員、取締役又は管理職の地位を有する従業員に対して適用されます[15]。

(7) 訴追期間の変更

公共サービス法では、同法の違反に関する提訴期間は、侵害の種類により、60 日から 180 日間とされていました。改正法では、法律第 3326 号を適用することで、この期間が違反の発生又は発生時に認識されていない場合は違反の発見から 12 年以内に延長されています[16]。

---

[10] 改正法第 23 条

[11] 改正法第 24 条

[12] 改正法第 26 条

[13] 改正法第 11 条

[14] 改正法第 11 条

[15] 改正法第 12 条～第 17 条

[16] 改正法第 16 条

© Nishimura & Asahi 2022

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

Ⓒ Nishimura & Asahi 2022

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

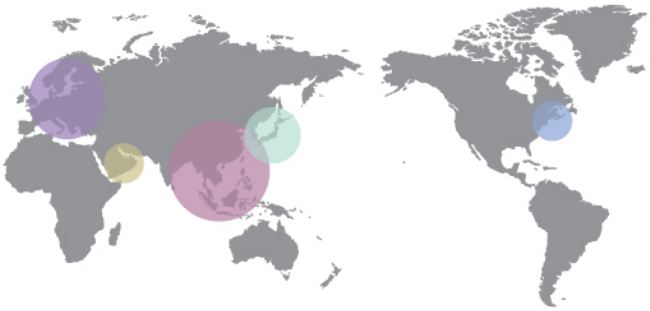

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー 山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪
Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡
Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
髙木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ドバイ
Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン
Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京
Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海
Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール
Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ
Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン
Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.4

© Nishimura & Asahi 2022